

議案第 4 号

総社市お試し住宅条例の一部改正について

総社市お試し住宅条例（平成 3 0 年総社市条例第 5 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

光熱費の価格が高騰している状況等に鑑み、そうじゃお試し住宅の利用料を変更するため、関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第 号

総社市お試し住宅条例の一部を改正する条例

総社市お試し住宅条例（平成30年総社市条例第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(利用料) 第6条 お試し住宅の利用料は、1泊につき <u>3,000円</u> とする。 2及び3 略	(利用料) 第6条 お試し住宅の利用料は、1泊につき <u>2,000円</u> とする。 2及び3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、令和6年4月1日以後に利用の許可を受けた者の利用料について適用し、同日前に利用の許可を受けた者の利用料については、なお従前の例による。